

後期高齢者医療制度にご加入中の皆さんへ

～健康診査のご案内～

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の早期発見のために「医科健康診査」を実施します。また、「歯科健康診査」も実施します。ぜひこの機会に健康診査を受診しましょう。

医科健康診査

- ◇対象者 後期高齢者医療制度にご加入中の方
- ◇皆さんに実施する検査項目
問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝)、尿検査(糖、蛋白)、
- ◇医師が必要と判断した方に追加で実施する項目
貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査
- ◇注意事項
 - ・すでに同様の検査を受診している場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など、定期的に健康管理が行われている場合は、受診しなくてもかまいません。
 - ・生活習慣病の治療などで、定期的に医療機関を受診している方は、受診が必要かを主治医に相談してください。
 - ・9月に募集する人間ドック、検診と重複して受診することはできませんのでご注意ください。

- ◇実施期間 2019年6月1日～2020年2月29日
- ◇自己負担 無料
- ◇持参物 保険証、受診券、受診票(問診票)
- ◇実施場所 受診券に同封の一覧表に記載された医療機関
- ◇問い合わせ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

歯科健康診査

- ◇対象者
2019年3月末で75歳・80歳・85歳になられた方と90歳以上になられた方
- ◇検査項目
問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(嚥^{えんげ}む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

対象の方には、5月下旬に受診券を直接送付します。受診券発行の申し込みは不要です。



～後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更されます～

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更されますのでお知らせします。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(45,812円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(8.80%)の合計額です。世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。その均等割額の軽減措置が下記のとおり変更されます。

また、均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大されます。平成31年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

年度	低所得者 均等割軽減	元被扶養者 均等割軽減
平成30年度	9割軽減	5割軽減
平成31年度	8割軽減	(資格取得後2年間)

- ◇問い合わせ 御坊市役所 国保年金課国民健康保険係 ☎0738-23-5530
和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688